

名古屋大学附属図書館総合保健体育科学センター図書室利用細則

(平成 22 年 12 月 22 日細則)

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学附属図書館利用規程（以下「附属図書館利用規程」という）第 18 条の規定に基づき、名古屋大学附属図書館総合保健体育科学センター図書室（以下「図書室」という。）の利用に関し必要な事項は、この細則の定めるところによる。

(図書室資料)

第 2 条 図書室備付けの図書室資料（以下「図書」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般図書
- 二 参考図書
- 三 貴重図書
- 四 逐次刊行物
- 五 その他視聴覚資料等の資料

(利用者)

第 3 条 図書室を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 総合保健体育科学センター（以下「センター」という。）の職員及びセンター教員の指導を受ける名古屋大学（以下「本学」という。）の学生又はこれらに準ずる者
 - 二 センターの共同研究者
 - 三 センター以外の本学職員及び学生又はこれらに準ずる者
 - 四 その他学外の者で利用を希望する者
- 2 前項第 3 号及び第 4 号に定める者が図書室を利用する場合は、所定の手続きを経なければならない。

(開室時間)

第 4 条 開室時間は、別表のとおり定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、開室時間を変更することができる。

(休室日)

第 5 条 休室日は次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- 三 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までとする
- 四 名古屋大学が定める休日

(開室時間・休室日以外利用)

第6条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたとき、利用者は開室時間・休室日以外に図書室を利用することができる。

(図書の閲覧)

第7条 利用者は、開架図書を自由に閲覧することができる。

2 利用者が開架図書の閲覧を希望する場合は、受付に申し出ることにより図書室において閲覧することができる。

3 利用者は、閲覧を終えた図書を所定の場所に戻さなければならない。

4 利用者の閲覧に供するため、図書の目録及び利用に関する規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

(閲覧の制限)

第8条 センター長は、次に掲げる場合においては、閲覧を制限することができる。

一 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められるとき、当該情報が記載されている部分を閲覧する場合

二 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けているとき、当該期間が経過していない場合

三 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じる恐れがある場合又は図書が現に使用されている場合

(貸出対象者、冊数及び期間)

第9条 貸出しを受けることができる者は、第3条第1項第1号から第3号に規定する者とする。

2 貸出の冊数及び期間は、別表のとおりとする。

3 前項の貸出の冊数は、センター長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

4 第2項の貸出期間にかかわらず、センター長は、教育上又は研究上の必要に応じて、長期に貸出しすることができる。

5 第3条第1項第4号に規定する者に対する図書の貸出しについては、別に定める。

(貸出の手續)

第10条 貸出しを受けようとする者は、所定の手続きを経なければならない。

(貸出の予約)

第11条 利用者は、貸出し中の図書を予約することができる。

(貸出期間の更新)

第12条 利用者は、前条の予約がない場合に限り、貸出期間を1回更新することができる。

2 利用者は、前項の更新を受けようとするときは、貸出しを受けている図書を持参し、更新の手

続きを受けなければならない。

(返却手続)

第 13 条 利用者は、貸出しを受けた図書を貸出期限までに所定の場所に返却しなければならない。

(貸出の停止)

第 14 条 センター長は、貸出しを受けた者が図書の返却を延滞したときは、その者に対し、貸出しを停止することができる。

(臨時の返却)

第 15 条 センター長が特に必要と認めたときは、貸出期間中であっても図書の点検又は返却を求めることがある。

(禁帯出の図書)

第 16 条 次に掲げる図書は、原則として貸出ししない。ただし、センター長が特に支障がないと認めたときは、この限りでない。

- 一 参考図書
- 二 貴重図書
- 三 その他センター長が指定する図書

(図書の複写)

第 17 条 利用者は、教育、研究又は学習の用に供することを目的とする場合に限り、図書の複写を依頼することができる。

2 前項の複写に関し必要な事項は、名古屋大学附属図書館文献複写規程に定めるもののほか、センター長が定める。

(参考調査)

第 18 条 利用者が依頼することができる参考調査は、次のとおりとする。

- 一 学術文献に係る調査及び情報の提供
- 二 その他教育、研究又は学習の参考とするための必要な情報

(遵守事項)

第 19 条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 静粛を保つこと
- 二 図書、機器及び設備を汚損又はき損しないこと
- 三 図書室内で飲食及び喫煙をしないこと
- 四 掲示及びはり紙をしないこと
- 五 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと

(利用の制限)

第 20 条 センター長は、図書室利用に係る規程等又は指示に従わない者に対し、利用を制限することができる。

2 閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の教育及び研究並びに学習に支障をきたすおそれがある場合には、センター長は、図書室の利用を制限することができる。

(雑則)

第 21 条 この細則に定めるもののほか、図書室の利用に関し必要な事項は、総合保健体育科学センター図書委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この細則は、平成 22 年 12 月 22 日から施行する。

別表(第4条第1項関係)

曜日	開室時間	休憩時間
月曜日	午前9時から午後4時まで	午後0時から13時
火曜日	休室日	
水曜日	午前9時から午後4時まで	午後0時から13時
木曜日	休室日	
金曜日	午前9時から午後4時まで	午後0時から13時

別表(第9条第2項関係)

第3条第1項第1号及び第2号に規定する者		第3条第1項第3号に規定する者	
帯出冊数	貸出期間	帯出冊数	貸出期間
単行本と雑誌を合わせて一人同時に3冊以内	2週間以内	単行本と雑誌を合わせて一人同時に3冊以内	1週間以内